

第6回碧南市景色づくり委員会が出された主な意見について

- ◆日時：平成24年1月10日（火）午前9時30分～午前12時まで
- ◆議題：景観計画（素案）の修正事項（序章～第2章）
：景観計画（素案）について（第3章 届出対象行為）

【第6回景色づくり委員会が出された主な意見とその対応】

発言者	意見	事務局の対応
「第1章 景観計画区域の設定（1）碧南市の景色の特性」について		
A委員	碧南市の景色特性の「工業がつくる活気ある景色」は、ボードウォークの写真と文章が結びつかないため、違う写真の方がよいと思う。	文章にあった写真に変更する。
副委員長	碧南市の景色特性の「②発展の歴史を移す多様な景色」に、商業のつくる景色の記載がない。三河線の走る景色に商業について記載はあるが、必ずしも駅周辺だけではないため、商業がつくる景色は、三河線と切り離して記載した方が、その後の記述と整合性が図れると思う。	商業がつくる景色を追加する。
委員長	碧南市の景色特性の「名鉄三河線の走る景色」は既存の景色だけではなく、旧名鉄三河線に電車が走っていたことも含めた方がよい。	旧名鉄三河線の景色について追加する。
「第2章 良好な景観の形成に関する方針」について		
B委員	碧南市の計画は、とてもよく出来ていると思うが、非常に情緒的で目標があまりはつきりしていないと思った。各地域区分の将来像の在り方、何をを目指すのかをもう少ししっかりと示した方がよいと思う。 目標の明確化、情緒的でない基本方針とするには、おそらくモニタリングの徹底が必要だと思う。規制を厳しくすることは難しいが、モニタリングはできると思う。 地域区分の検討をした際に作成した位置図は、とても良かったと思う。その位置図	モニタリング方法や項目、評価について、今後検討していきたい。

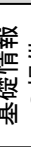
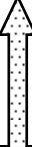
発言者	意見	事務局の対応
	をもう少し丁寧に作成して、もう一度景観要素などをモニタリングして、モニタリング結果を、他の都市計画の色々な分野の方に反映させられれば、よいと思う。少なくともモニタリングをしてデータベースをしっかりと作成していくことはものすごく大事である。自分たちで緑の割合などについてチェックするだけでも随分と違ってくる。	
C委員	目標を達成するために、毎年、3年、10年といったスパンで、計画がどこまで達成できているかを評価する仕組みが必要だと思う。そのような仕組みがなく、情緒的に示すと計画はあっても10年後に、何も実施されなかったと済んでしまうことがある。	
副委員長	第2章の基本方針は、第3章の景観形成基準の記述によって書き方を、最後に見直す必要があると思う。	地域区分の目標と基本方針について、景観形成基準の検討と整合を図りながら、再度検討していきたい。
D顧問	市全域にかかる基本方針は、多く示し過ぎているため、もう少し絞って特徴づけないと、実施しにくいのではないかと思う。	市全域にかかる基本方針について、再度整理する。
B委員	市全域にかかる基本方針は、確かに沢山示されているように思えるが、多分整理の仕方が悪いからだと思う。例えば、自然保護やエネルギー文化、健康などの視点で、横に整理すると、まだ足りないだと思う。	
副委員長	市全域にかかる基本方針の①自然の5つ目の「広域的な視点場からの眺望」はよいと思うが、具体的な視点場を記載されていない。具体的に、どこから景色を見たときに邪魔するような高い建物や奇抜なものを、規制・誘導するために、視点場が図面に示されているとよい。	具体的な視点場の設定は、市民と協働で見出していくべきであると考え、景観計画においては、視点場設定の目的と設定方法、例示などを第6章にて示したい。

発言者	意見	事務局の対応
A委員	市全域にかかる基本方針の④産業で、「商業機能は駅を中心に集積を図る」とあるが、今は商業の状況も異なっているため、駅を中心の記載はなくてもよいと思う。	都市計画マスタープランに、鉄道駅周辺は空洞化が進行しているため、今後は、駅を中心としたまちなかへの居住を推進し、地域密着型の身近な商業機能の集積を図っていくと方針を掲げている。
E委員	市全域にかかる基本方針の④産業で、街路樹について記載があるが、碧南市は枝を切ってしまう、いつも幹だけの状況である。苦情などもあるが、木の剪定などの方針についても示してほしい。	基本方針の本文は原文のまま「検討する」とし、第6章「景色づくりの推進に向けて」で、街路樹の在り方について道筋を示したい。
副委員長	街路樹についても、景観計画で街路樹が大事だと示しているため、剪定しないと行政が主張できるような景観計画としていきたい。	
副委員長	市全域にかかる基本方針の⑤協働で、「緩やかな誘導から規制へと」というのは違和感がある。規制と誘導は、違う事柄のため、ここでは「緩やかな規制から厳しい規制へ」というようなことだと思う。景観整備の事業を実施するために、「規制、誘導、事業」の3つをバランスよく取り組んでいくことが大切である。	基本方針の内容を修正する。
委員長	油ヶ淵ゾーンの目標では、「歴史」といって基本方針には、歴史の分野がなく方向性が示されていない。	歴史に関する基本方針を追加する。
F顧問	協働により継続した取り組みを今後継続的に実施できることを、計画に盛り込めるとよいのではないか。	今後お示しする第6章において、ご指摘の視点を考慮して、市民との協働による継続的な景色づくりの仕組みを検討していきたい。
G顧問	行為の制限をすると同時に、市民の景色に関する意識を高める取り組みを実施していく必要があると感じる。市民の意識を高めることについても、計画に盛り込んでほしい。	

発言者	意見	事務局の対応
「第3章 届出対象行為」について		
副委員長	届出対象行為の規模は、中規模を対象とすべきだと思っている。出来れば、全ての規模の建築物が対象となることが理想である。碧南市は、景色の特性をきっちりと分析して方針まで示しているが、ここで対象を狭くすると、景色づくりに関わる人が減ってしまう。届出対象行為は、あくまで届出をする幅を広くするか、狭くするのかわかり、規制自体の厳しさと、全く関係がない。例えば、戸建て住宅を建てる際に、A4・1枚の簡単なチェックシートに、景観計画の方針に配慮したことを簡単に記載してもらっただけでも十分効果があると思う。 全ての建築物を対象にすることが難しい場合は、碧南市特定規模小売店舗の地域貢献等に関する規程の対象となる建築物には、追加で景観計画の届出の対象にするという考えもあると思う。全ての建築物を対象にすることは無理でも、結果的に大規模と中規模の中間ぐらいのところで議論出来たらよいと思う。	届出対象行為の規模は、運用方法も含めて、今後検討していきたい。
委員長	事前協議も景色づくりの厳しい規制をつくるのではなく、多くの人が景色について考えてもらう機会を増やそうということが目的である。事前協議と届出対象行為の幅を広げるということは、意味があるため、議論していただきたいと思う。	
D顧問	大規模な建築物だけ規制しても、第2章の基本方針を実現できないと思う。	
B委員	むしろ全部にかけることもあるが、油ヶ淵ゾーンと田園ゾーン、新田開発ゾーンには、もう建築物を建ててはいけないうらい示してもよいかもしれない。	

景観計画の策定スケジュール

 今回実施
 実施済み

項目	工程	平成 23 年度							平成 24 年度
		1 回	2 回	3 回	4 回	5 回	6 回	7 回	
景観計画【素案】	景観計画の策定方針								
	序章 碧南市における景観計画、景観計画の位置づけ								
	第1章 景観計画区域の設定								
	第2章 良好な景観の形成に関する方針								
	第3章 良好な景観の形成のための行為の制限								
	第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針								
景観計画【案】	第5章 良好な景観の形成のために必要な事項								
	第6章 景色づくりの推進に向けて								
	景観計画【案】								
景観条例	景観条例【素案】								
	景観条例【案】								